平成２３年（フ）第４１３号
秋田県男鹿市船越字内子358番地12
破産者　森元　次男
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４７号
山形県上山市河崎３丁目３番20号
破産者　佐藤　一廣
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９１号
福島県田村市大越町上大越字蟹沢119番地１
破産者　吉田　幸子（旧姓渡辺）
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
群馬県館林市諏訪町1049番地の15
破産者　総合建設業Ｂ・Ｂ・Ｋこと　上原　一也
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１４５号
群馬県太田市飯塚町864番地２
破産者　髙久　正行
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１９５号
群馬県太田市熊野町33番１―52号
破産者　村岡　勝宏
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１０６号
埼玉県本庄市児玉町太駄1971番地
破産者　中里　功一
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６４号
千葉県銚子市松本町２丁目987番地
破産者　網中　　博
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８１９号
横浜市青葉区荏田町472番地６
破産者　小山田　力
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８３８号
横浜市青葉区青葉台２丁目30番地５　スカイビュー青葉台102
破産者　内海　正博
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８３９号
横浜市旭区笹野台４丁目35番５号　グリーンコーポ104
破産者　慶野ひとみ
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１５８号
横浜市港南区日野１丁目６番24―403号
破産者　進藤　正博
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１５９号
横浜市港南区日野１丁目６番24―403号
破産者　進藤佐知子（旧姓石田）
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６０３号
石川県河北郡津幡町字北中条11号88―４、開始決定時の住所石川県石川郡野々市町野代３丁目151番地
破産者　毛利　欣也
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５０１号
金沢市押野１丁目217番地１
破産者　寶達　博史
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４８０号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目27番16号ウィング高丘Ⅳ105号、前住所静岡県浜松市中区富塚町3876番地の94
破産者　辻村真由美（旧姓八ツ藤）
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５２６号
静岡県袋井市富里68番地
破産者　永田　清敏
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１５７５号
京都市下京区綾小路通大宮西入坊門町781番地　珠光ビル四条大宮203、前住所京都市中京区三条通烏丸西入御倉町68番地１　岡三ビル501号
破産者　青木　久哲
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８号
奈良県吉野郡川上村大字武木385番地、住民票上の住所奈良県橿原市葛本町713番地の13
破産者　上田　孝子
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部